

江南厚生病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

JA 愛知厚生連 江南厚生病院と_____とは江南厚生病院院外処方箋に係る薬剤師法第

23 条第2 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗腫瘍剤は除くこととする。

類似する別剤形・別規格に関する項目

- ① 服薬支援・管理上、調剤に工夫が必要な場合
- ② 湿布薬での包装規格変更に関すること
- ③ ビスホスホネート製剤の週1 回あるいは月1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ④ 添付文書上の用法が規定された本院が指定する薬品における用法違いの取り扱い

以上

令和 年 月 日

住所：483-8704 愛知県江南市高屋町大松原 137

名称：JA 愛知厚生連 江南厚生病院

代表者氏名： _____ 印

住所：

名称：

代表者氏名： _____ 印